

第2節 在宅生活支援の充実

1 生活支援等の充実

(1) 訪問型サービス

①ホームヘルパー一般訪問

介護保険サービスや地域支援事業等を利用していないひとり暮らしや高齢者夫婦世帯に対し定期的な訪問を行うとともに、身体状況及び生活状況の把握や各種サービスの必要性がある場合には相談窓口へとつなげます。

【実施状況】

■ホームヘルパー一般訪問状況と見込み数

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問件数	268	441	240	240	240	240

【施策の方向】

- ・ひとり暮らしの高齢者を中心に安否の確認や、状況の把握、支援必要時の早期発見、早期相談につなげることにより、介護予防の促進や早期のサービス導入に努めます。

②ホームヘルパー派遣事業

介護保険サービスに該当しない方で、介護予防や生活支援の観点から支援が必要な方や、定期的な訪問により安否確認を必要とする方にホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援を実施しています。

平成29年度より介護予防・地域支え合い事業として実施しています。

【実施状況】

■ホームヘルパー派遣事業利用状況と見込み数

(単位：人、件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	(4)	(3)	3	5	5	5
訪問件数	(41)	(24)	30	50	50	50

※平成27年度、平成28年度については地域自立生活支援事業実績値

【施策の方向】

- ・ひとり暮らしの高齢者を中心に安否の確認や、状況の把握、支援必要時の早期発見、早期相談につなげることにより、介護予防の促進や早期のサービス導入に努めます。

③軽度生活援助事業

社会福祉協議会に委託をして実施しています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯に対し、地域の活力やネットワークを生かし、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活の継続を支援する事業を展開しています。

日常的に近隣での助け合い活動が行われている状況もあるため、そのような近隣での助け合いも大切にしながら、自立した生活を支援しています。

具体的な内容としては、外出時の援助や食事・食材の確保、家周りの手入れ、除雪、家屋の軽微な修繕、窓ふきなどを対象としています。

【利用状況】

家屋周囲の手入れ（枝払い、草刈り等）や、窓拭きなどで多く利用されています。

■軽度生活援助事業利用状況と見込み数

（単位：人、回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	4	4	6	10	10	10
延利用回数	4	8	18	30	30	30

【施策の方向】

- ・介護保険法では、地域の実情に応じた住民同士の助け合い(互助)や地域の支え合い体制づくりが推進されており、地域の活力やネットワークを活用する本事業の役割はより大きくなっています。制度の周知徹底を図るとともに、ニーズに合わせた事業の実施に向け、社会福祉協議会及び小地域ネットワークとの連携を強化し、引き続き実施します。

(2) 通所型サービス（生きがい対応型デイサービス事業）

社会福祉協議会に委託をして実施しています。介護保険サービスに該当しない人で介護予防、閉じこもり予防の観点から支援が必要と判断される人に対し、デイサービスセンターにおいて、日常動作訓練や入浴等のサービスを実施しています。

【利用状況】

平成27年度から利用者がいない状況が続いています。

■生きがい対応型デイサービス事業利用状況と見込み数

(単位：人、回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	0	0	0	1	1	1
延利用回数	0	0	0	50	50	50

【施策の方向】

・介護予防・日常生活支援総合事業の開始により高齢者の利用見込みはありませんが、障がい者施策としても利用者を見込んでいます。生きがい対策の観点から周知に努めます。

(3) 宿泊型サービス(ショートステイ事業)

高齢者を支援している家族の急な病気やけが、入院、一定期間の外出等で不在となり、在宅介護ができないときに、特別養護老人ホームにおいて一時的な宿泊介護を提供する事で在宅における介護の支援を実施しています。

【利用状況】

自立者の利用は少数となっていますが、介護保険サービスの限度日数を超えて利用する必要がある場合は継続的に利用されています。

■ショートステイ事業利用状況と見込み数

(単位：人、回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	13	11	15	20	20	20
うち自立者	1	1	1	2	2	2
延利用回数	104	89	130	200	200	200
うち自立者	6	5	7	10	10	10

【施策の方向】

・在宅生活を継続する要介護認定者は年々増加傾向にあるため、介護者の仕事の都合や介護負担の軽減、外出機会を確保するために利用したいというニーズは増加傾向にあります。介護離職を防ぐとともに介護者の生活を守り無理をせず在宅介護が続けられるように、適切なサービス計画を立て調整していきます。

(4) 交通等移動支援サービス

①介護移送サービス事業

社会福祉協議会に委託をして実施しています。通院等の移動困難者に対して、

リフト付き移送車両により自宅から医療機関への送迎や外出支援を行っています。

【利用状況】

対象は、町内の病院、歯科診療所への通院移送及びショートステイ事業利用者で入退所の移送が家族対応では困難な方、通所型介護予防事業参加者ですが、認知機能の低下などにより定期受診が困難な方の確実な受診のために利用される場合も増えています。

■介護移送サービス事業利用状況と見込み数

(単位：人、回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	41	42	41	45	45	45
延利用回数	310	399	450	480	480	480

【施策の方向】

- ・通院等外出が困難な方に対し、必要とする状況の把握に努め今後も実施していきます。

②ハイヤーチケット交付事業

社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに通院の移動手段困難者に対し、ハイヤーのチケットを交付し移送援助を行っています。

【利用状況】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、ハイヤーチケットの交付状況も増加しています。また、足元の危険な冬期間限定でハイヤーチケットが交付され、利用している世帯も増加しています。

■ハイヤーチケット事業利用状況と見込み数

(単位：人、回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数	31	21	30	35	35	35
延利用回数	757	620	930	1,000	1,000	1,000

【施策の方向】

- ・利用者の地域や身体状況に応じて移送サービス等との調整を図り、適切な移動手段の利用促進に努めます。

③高齢者通院交通費助成事業

町外医療機関への受診が必要な高齢者に対し、通院に係るバス運賃の一部を助成

することにより、高齢者の安全と生活の安定を図ります。

バスを利用し、訓子府町及び北見市の医療機関に通院している75歳以上の高齢者が負担する通院に係るバス運賃の3分の1を助成しています。

【利用状況】

- ・助成事業利用者及び助成金額についてはほぼ計画通りの数字で推移しています。

■高齢者通院交通費助成事業利用状況と見込み数 (単位：人、千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	47	46	40	45	45	45
助成金額	575	429	420	560	560	560

【施策の方向】

- ・現在自家用車を利用して町外受診をしている方も、将来的にはバス利用による町外受診へ移行する可能性は高く、助成対象者は増加すると見込まれるため、制度の周知をすすめます。

④高齢者介護移送費助成事業

町外の専門医療機関への受診が必要で身体的あるいは精神的に自家用車やバス利用が困難な高齢者に対し、介護タクシー等の利用料金の一部を助成することにより、早期に専門医を受診し適切な医療を受けることで重度化を防ぎ、自立した生活と健康の安定を図ります。

介護保険制度対象外で介護タクシー等を利用して、訓子府町及び北見市の医療機関に通院している要介護等高齢者が負担する通院に係る介護タクシー等料金を所得段階（介護保険料区分）に応じ設定し、年間で1世帯10万円を上限に助成します。

【利用状況】

- ・定期受診のため継続して利用される方のほか、ストレッチャー付き民間救急車等での転院のために1～2回のみ利用される方も増えています。

■高齢者等介護移送費助成事業利用状況と見込み数 (単位：人、千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	23	25	27	30	30	30
助成金額	819	732	1,200	1,500	1,500	1,500

【施策の方向】

- ・町内には内科以外の医療機関がないため重度化防止に向け、利用者のニーズに合わせた助成内容の見直しを図ります。

(5) ひとり暮らし高齢者ふれあい事業

社会福祉協議会ではボランティア団体等の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者を対象に、ふれあい広場開催事業及びふれあい昼食交流会を実施しています。

【利用状況】

■ひとり暮らし高齢者ふれあい事業利用状況 (単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ふれあい広場開催事業	49	60	51
ふれあい昼食交流会	50	51	50

【施策の方向】

- ・ニーズ調査上でも身近な地域での集まりや外出を希望する意見が多くあったことから、今後は回数の増加等も検討しながら事業の充実を図り、ひとり暮らし高齢者の交流の場の確保や生きがいの創出に努めます。

2 快適な生活の確保

(1) 訪問等理美容サービス事業

社会福祉協議会に委託をして実施しています。散髪等を希望する身体的に支援が必要な高齢者等に対し、理美容師が自宅に訪問し理美容サービスを提供、又は理美容院への送迎をしています。訪問の場合は町が理美容師の出張経費（交通費）を助成しています。

【利用状況】

利用件数に大きな増減はありませんが一定のニーズはあります。訪問による散髪より、送迎介助を受け理美容院へ出かける理美容サービスの利用が増えています。

■訪問理美容サービス事業利用状況 (単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利 用 件 数	22	36	25

【施策の方向】

- ・理髪店に出かける散髪希望などニーズは多様であり、今後は更なる制度の周知や移送サービスとの連携も図り、ニーズに合わせた事業展開を図りながら利用促進に努めます。

(2) 独居老人等一般浴開放事業

社会福祉協議会に委託をして実施しています。自宅に風呂がない又は沸かすことが困難なひとり暮らしの高齢者などに対し、地域福祉センターの一般浴室を週2回（火・木）開放しています。

【利用状況】

公営住宅の整備や給湯ボイラー等の普及、対象者の施設入所により、平成29年8月から利用者がいない状況となっています。

■独居老人等一般浴開放事業利用状況

(単位：人、回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	3	2	2
利用回数	96	122	36

【施策の方向】

- ・現在、本事業の利用者はいませんが、移動手段などがあれば利用したいと答える対象者もいることから、ニーズは潜在的に存在すると推測されます。
- ・本事業については、移動手段の確保や営業を再開した町内温泉施設の活用等を検討し、対象者のニーズに合わせた事業展開と利用促進を図るため、平成30年度から、次項の高齢者等入浴助成事業へ移行します。

(3) 高齢者等入浴助成事業

自宅に風呂がない又は浴室環境の不備、若しくは何らかの身体的事由により自宅での入浴が困難な方に対して、温泉の効用による健康増進と介護予防を推進するとともに自立した生活を確保するため入浴料の助成を行ないます。

■高齢者等入浴助成事業の見込み数

(単位：人、回)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	5	5	5
利用回数	240	240	240

【施策の方向】

- ・現在実施している独居老人等一般浴開放事業の代替事業として、対象者のニーズに合わせた事業展開と利用促進に努めます。
- ・自宅での保清が確保できない高齢者等に対し、安心・安全な入浴機会を確保するとともに、温泉の効用による健康増進と介護予防を推進します。

(4) 寝具乾燥消毒サービス事業

社会福祉協議会に委託をして実施しています。

ひとり暮らしの高齢者などの寝具について乾燥・消毒サービスを無料で年4回実施しています。

【利用状況】

■寝具乾燥消毒サービス事業利用状況

(単位：人、件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	10	14	8
利用回数	33	35	30

【施策の方向】

- ・制度の普及を図りながら、利用促進に努めます。

3 安心・安全環境の整備

(1) 高齢者等緊急通報システム事業

身体的又は精神的な疾患等により、生活に不安がある高齢者及び障がい者を対象に緊急通報装置を設置し、緊急事態の発生時に緊急ボタン又は各センサー（ガス・熱・煙）により通報し、早期に速やかな救援体制を確立するシステムです。

コールセンターによる24時間相談窓口への接続及び定期的な安否確認も実施しています。

【利用状況】

■高齢者等緊急通報システム事業緊急通報装置設置状況と見込み数

(単位：台)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数	97	91	95	100	100	100
町保有台数	49	36	23	18	13	10

※設置台数については各年度末の設置台数

【施策の方向】

- ・耐用年数が経過した町保有機器のレンタル器への移行は計画通り行なわれています。必要性のある高齢者の把握をすすめるとともに、柔軟な対応に努め、ニーズに合わせた運用を図り、安心して在宅生活が継続できる体制を整備します。
- ・緊急時及び状況確認等の対応について、より適切な体制構築に向けて、コールセンターとの連携強化及び消防支署、緊急時協力員、地域福祉センターの連携体制の推進を図ります。

(2) 除雪サービス事業

社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯で、病弱等で除雪ができない人に対し、玄関から公道までの除雪を町内の除雪業者に委託をして実施しています。

【利用状況】

利用件数は降雪状況に大きく影響を受けますが、登録者数は概ね50名前後で推移しています。

■除雪サービス事業利用状況

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	46	50	47
実利用者数	24	14	20
利用件数	47	43	45

【施策の方向】

- ・制度の周知、普及を図るとともに、高齢者の除雪における実態を把握しながら、利用促進に努めます。
- ・ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増えているなかで除雪のニーズは高まっています。身近な地域での助け合いや除雪ボランティアの活用等、ボランティアセンターとの連携を図りながら地域ぐるみの除雪体制を検討していきます。

第3節 保健・福祉施設サービスの充実

1 養護老人ホーム（措置者の状況）

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設であり、入所者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練等を行う施設です。

また、養護老人ホーム利用者でも要支援・要介護者については、外部の居宅サービスを受けることができるようになっています。

【利用状況】

平成29年度現在、置戸町養護老人ホーム及び町外施設を含めて2施設73人が利用しています。その内、介護保険サービスを受けている方（特定施設入居者生活介護対象者）については27人となり、約37%の人が養護老人ホーム内にてヘルパーサービス等の支援を受けています。

■養護老人ホームの措置状況と見込み数

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入所者数	65(27)	71(29)	73(27)	75(28)	75(29)	75(29)
常楽園	65(27)	70(29)	72(27)	74(28)	74(28)	74(28)
静楽園	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(1)	1(1)

※各年3月31日現在 ※（ ）内数値は介護サービス利用者（再掲）

※常楽園～置戸町養護老人ホーム常楽園、静楽園～北見市立養護老人ホーム静楽園

【施策の方向】

- ・施設利用者が在宅での生活と同様な快適な生活ができるように、個々の生活歴や性格等を尊重し、どのようなサービス提供が適切かを検討及び調整しながら運営していく必要があることから、QOL（生活の質）の向上に向けた個別処遇計画等により、より良い施設サービスをめざします。
- ・精神的及び身体的に支援が必要な方は、介護支援専門員を中心としたケアプランの作成により、より充実した心身共に健康的な生活を支援します。

2 地域福祉センター（地域包括支援センター等併設）

地域福祉センターは、健康教育、健康相談、健康診査等の保健サービスや福祉サービスの一体的な提供を図るための、保健と福祉の総合的な機能を備えた拠点施設です。また、高齢者に対する総合的な相談や支援をおこなう地域包括支援センター及び通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問看護ステーション、社会福祉協議会を併設している複合施設です。

【施策の方向】

- ・併設する機関、事業所等及び各関係団体との連携を強化しながら、福祉施策、介護保険事業、健康増進等の保健及び福祉事業の総合的な役割を充実させ、本町の保健福祉施策充実に向け機能を強化していきます。

3 施設整備計画

(1) 介護保険関連施設

(単位：施設、人)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	1	1	1
	定員	50	50	50
特定入居者生活介護 (養護老人ホーム)	施設数	1	1	1
	定員	80	80	80
短期利用型生活介護 (ショートステイ)	施設数	1	1	1
	定員	10	10	10

【整備方針】

- ・介護老人福祉施設 ～ 現在 50 人定員で、待機者については 50 人前後で推移しています。本町の施設は昭和 57 年に開設され 35 年が経過し、大規模改修あるいは改築等の検討をしてきましたが、さらに個人のプライバシーの配慮、落ち着いた生活空間の整備を目指し、利用者のニーズに合わせた居室形態等の改修の検討を行っていきます。
- ・特定入居者生活介護 ～ 平成 29 年度現在 30 人程度の方が利用しています。利用者のニーズを捉えながら、今後もサービスの向上に努めます。
- ・ショートステイ ～ 介護老人福祉施設に併設し、定員 10 人となっていますが、当面必要量に対応できる見込みです。
- ・介護老人保健施設 ～ 平成 29 年度現在、介護老人保健施設を利用している方は、1 名いますが、町外施設での対応で可能なため整備はしません。
- ・介護療養型医療施設 ～ 平成 29 年度現在、本町には医療保険適用の療養病床が 1 カ所 48 床あり、介護療養型医療施設を利用している方はなく過去数年の利用もないたため整備はしません。国の施策として介護と医療を受けられる介護医療院への転換をすすめています。当面介護医療院についても整備はしません。

【施策の方向】

- ・施設利用者に対する Q O L (生活の質) の向上、福祉施設サービスの充実のため本町におけるニーズや実態を把握しながら計画を進めます。

(2) 地域密着型サービス

(単位：施設、人)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	1	1	1
	定員	18	18	18
地域密着型通所介護 (定員 18 名以下の通所介護)	施設数	1	1	1
	定員	18	18	18

【整備方針】

- ・グループホーム ～ 現在、2ユニットの施設が1施設あり、定員18人となっておりますが、当面必要量に対応できる見込みです。
- ・地域密着型通所介護 ～ 現在、町内には事業所が1カ所のみですが、利用登録者の1日の平均利用者数は15人前後で推移していることから当面必要量に対応できる見込みです。

【施策の方向】

- ・サービスの質の確保、量の検討に向け、地域密着型サービス運営委員会と連携を図ります

(3) 高齢者福祉施設

(単位：施設、人)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養護老人ホーム	施設数	1	1	1
	定員	80	80	80

【整備方針】

- ・養護老人ホーム ～ 措置制度での運営となっており、定員は80人ですが、本町の措置者については平成29年度現在73人です。養護老人ホームについては、広域的な要素が大きく、管内でも6施設(定員総数500人)となっております。町内での新規措置者は年間10人前後で推移していますが、町外からの措置者は減少傾向にあります。今後、国の施策方針やニーズを把握し、分析しながら養護老人ホームのあり方、役割を検証し、管内的な調整含め施設運営等について検討していく必要があります。
- ・ケアハウス ～ 平成29年度現在、ケアハウスはありません。本町の高齢者の状況は低所得者層が多く、養護老人ホームにおいて対応が可能のため、ケアハウスについては整備しません。

【施策の方向】

- ・施設利用者にとって快適な生活ができるように、どのようなサービス提供が適切かを検討及び調整しながら運営し、QOL（生活の質）の向上に向け、より良い施設サービスを目指します。

第4節 高齢者が活躍できる地域社会の構築

高齢社会においては、多様な活動を通じて人生の豊かさや生きがい充実の機会の提供が必要となります。生涯にわたり自ら学べる機会の確保と、多様化した学習ニーズに対応した高齢者教室や老人クラブ、地域活動などの自主活動は、生きがいのみならず、心身共に健康な生活を維持するために重要視されています。

1 生きがい活動の充実

（1）高齢者教室「おけと大学」

高齢者の生きがい創造と社会参加の促進をめざし、高齢者教室「おけと大学」を開講しています。高齢者の学習と交流の場として、歳をとっても生きがいを持って地域の中で過ごしてもらえよう、様々な学習活動が行なわれています。

【施策の方向】

- ・高齢者の多様な学習ニーズの把握に努め、講義内容の充実や自主的な学習活動を中心に進め、参加促進を図ります。

（2）スポーツ・レクリエーション活動

健康で生きがいに満ちた老後の生活を送るためには、食生活と適度な休養、病気の予防、そして日常的なスポーツ・レクリエーション活動による体力づくりが大切です。

スポーツ・レクリエーションには、自らの健康をつくと同時に、家庭内コミュニケーションづくり、仲間づくり、地域づくりなどの広い効果があります。

スポーツセンターのトレーニングルームを活用して健康増進を図るとともに、パークゴルフなどを通じて高齢者相互の交流を図っています。

【施策の方向】

- ・今後とも、軽スポーツやレクリエーション活動の充実と気軽に楽しめるスポーツなどの普及促進に努めます。

2 就労機会の充実

(1) 高齢者の就労と社会参加の促進

町内における高齢化率が増加傾向にある中で、高齢者自身が生きがいを持って暮らしていける社会、環境づくりが求められており、高齢者が培ってきた経験や能力を活用した社会参加、あるいは就労機会の提供は、高齢者のニーズでもあります。

本町においては、企業組合による猫の手事業や障がい者活動拠点施設「キッチン木の実」における就労・ボランティア活動を通して、高齢者の豊かな人生経験で得た知識、技能が活かされています。

【施策の方向】

- ・障がい者活動拠点施設等への活動支援を行うことにより、高齢者の経験や能力の活用場の充実に努めます。
- ・社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、高齢者が生きがいを持ち地域に貢献していける場や機会の確立、ボランティア活動などを通じた社会参加の促進に努めます。

3 自主的活動、地域交流の促進

(1) 老人クラブ活動

現在、町内には5単位老人クラブと老人クラブ連合会があり、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点として、趣味・レクリエーション活動、仲間づくり等の自主活動を展開しています。

町では、各単位老人クラブと老人クラブ連合会の活動支援のため、研修事業などについて今後についても助成を行っています。

【施策の方向】

- ・高齢者の生活を健康で豊かなものにするため、老人クラブ会員の加入促進に努め、自主的活動の活性化と地域における様々な世代間交流を支援します。

(2) コミュニティ活動への参加促進

高齢者が安心して住み慣れた地域に住み続けていくためには、地域コミュニティによる支え合いにより、「孤立化しない、させない」ことが必要不可欠です。

地域住民としての権利と自己実現を図るため、積極的な地域行事等への参加が必要ですが、高齢化とともに参加者数が減少してきています。

【施策の方向】

- ・地域コミュニティの活動を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らして

いけるよう日常的な見守り、声かけ活動を推進するとともに、高齢者が参加しやすい魅力ある地域活動の実施を支援します。

第5節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

1 住民福祉活動の促進

(1) 社会福祉協議会活動への支援

社会福祉協議会では、各種福祉サービスなど的高齢者福祉に関わる重要な活動を行うとともに、住民参加の福祉活動を積極的に推進しています。

【施策の方向】

- ・地域福祉サービスの実践において、中核的な役割を担う社会福祉協議会に対し、継続的な支援を行います。

(2) ボランティア活動

ボランティア活動は、地域に住む高齢者が生きがいをもって暮らしていくために必要な福祉事業等において、重要な役割を担っています。社会福祉協議会を中心とした各種ボランティア活動の積極的な取り組みや、NPO法人が運営する「障がい者活動拠点施設」での取り組みなど、町内の福祉活動においてボランティアを必要とする場合は、広がりを見せています。平成29年12月末現在、置戸町ボランティアつっじの会、置戸町ボランティアえぞまつ会、個人ボランティア等157人がボランティア登録をしていますが、活動の担い手の育成、人材の確保も大きな課題となっています。また、有償化を含めたボランティアのあり方の検討も必要です。

【施策の方向】

- ・ボランティアセンターの機能を強化するとともに、ボランティア活動への支援とグループ間の交流を促進します。同時に除雪や外出付き添い、育児・介護サポート等、ニーズに合わせたボランティア育成等の推進も図っていきます。
- ・小地域ネットワーク活動推進事業などの福祉活動を支援します。

2 福祉教育の推進、関係機関との連携

(1) 学校教育への支援

世代を越えた理解と地域全体における連携を推進するためには、これからの社会を担う児童、生徒についても高齢者との関わりや高齢者を取り巻く情勢、福祉事業等について学習していくことが必要です。そのために、学校及び関係機関と連携し、福祉事業を体感できる環境づくりを推進していきます。

【施策の方向】

- ・小中学校の職場体験等での福祉施設との連携について支援します。
- ・高校生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催、福祉職場実習やボランティア活動等を支援します。

3 居住環境の整備

(1) 高齢者向け住宅の確保

町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づきユニバーサルデザインを取り入れた建て替えを行い、高齢者にとって快適で住みやすい住宅整備がすすめられました。

【施策の方向】

- ・平成 29 年度に公営住宅長寿命化計画の見直しを行っており、今後は既存施設を計画的に修繕していくと同時に、一部を高齢者向け住宅として個別改善を行なう事を検討しています。

(2) 住宅改修費助成事業

65 歳以上の高齢者が安心した在宅生活が続けられるよう、浴槽の改修や段差解消などのバリアフリー化工事について、対象経費（介護保険給付対象経費を控除した額）の 2 分の 1 で、50 万円を限度として助成しています。

また、適切な改修をすすめるため、住宅改修相談員を配置し、改修に必要な相談・助言や施行業者との連絡調整を行います。助成を受けようとする場合には住宅改修相談員の確認を必要としています。

【利用状況】

住宅改修そのものに経費がかかる事もあり、年度によって利用実績に大きな差がありますが、今後も継続した利用が見込まれます。

■住宅改修費助成事業実績

(単位：人、千円)

	平成 27 度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	7	2	10
助成額	1,846	109	2,000

【施策の方向】

- ・高齢者日常生活圏域ニーズ調査等の利用意向を含め検討を進めてきましたが、今後の利用意向も多いことから、平成 30 年度からさらに 3 年間延長し、今後も高齢者が住みやすい住宅環境の整備を推進します。

- ・助成対象となる改修内容については、ここ数年のニーズや介護保険制度とのバランス等を考慮し、更に安全、快適な在宅生活の継続に向けた助成内容とします。
- ・制度の周知、普及を図り、高齢者の快適な在宅生活の促進に努めます。
- ・相談員の専門的な知識の習得に努め、より適切な助言と施行業者等関係機関との連絡調整を行います。

(3) 老人居室整備資金貸付事業

高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の専用の居室を増築、または改築するために必要な資金を貸し付けることにより、高齢者と家族の好ましい家族関係を維持し、在宅での生活を支援することを目的とし、整備資金の貸付事業を行っています。限度額は200万円、利率は無利子となっています。

【利用状況】

改築にともない居室を整備する際に利用される方が多く、年度によって利用状況にばらつきがあります。高齢者との同居のための増改築を行う際には、事業利用の相談があるなど制度は定着しています。

■老人居室整備資金貸付事業実績

(単位：人、千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利 用 者 数	0	0	1
貸 付 金 額	0	0	2,000

【施策の方向】

- ・今後町内に住宅を新築、改築する予定がある人が少なく、事業対象者自体が少ない状況にはありますが、必要な場合に適切に利用ができるよう、住みよい住宅の整備に向けた支援及び利用促進に努めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

町では、高齢者等が住み慣れた地域において、安心して生活を送ることができるよう、高齢者等に対応した住宅の建設や障がいのある方でも利用しやすい公共施設の推進など、福祉的観点に配慮したまちづくりを進めています。

【施策の方向】

- ・公共施設の整備にあたっては、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

4 交通（町内移動）の整備

（1）町内交通網の整備

平成 29 年 8 月より、現在運行されている秋田・勝山・境野方面に加えて、置戸市街地区においても、市街地から比較的距離のある地域に居住する、交通手段を持たない概ね 65 歳以上の方を対象とした「へき地患者輸送車」の運行が開始されました。

【施策の方向】

- ・町内移動の利便性の向上のため、運行方法や利用対象者などを新たにした地域巡回バスの運行を検討します。